

標茶町教育委員会後援等名義の使用承認に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、標茶町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、国、他の地方公共団体、公益法人その他の団体（以下単に「団体」という。）が開催する事業に対して行う後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準等を定め、もって適正な行政の執行の確保をすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講習会、講演会、展覧会、研究会、記念行事、競技会その他催物等で町の教育、芸術・文化、スポーツ若しくは産業の振興又は福祉の増進に寄与する目的を有するものをいう。
- (2) 後援 団体が広く町民を対象とし、その目的及び内容が芸術、文化又はスポーツの振興など町民福祉の増進に寄与すると認められる事業を行う場合に、教育委員会が団体の申請に基づいて当該事業の支援者として単に名を連ねることをいう。
- (3) 協賛 団体が第1号に規定する事業のうち、特に町民福祉の増進に果たす役割が大きいと認められる事業を行う場合に、教育委員会が団体の申請に基づいて後援のほか、物品の支給等の支援を行うことをいう。
- (4) 共催 団体が第1号に規定する事業のうち、公益性から判断して教育委員会が主催者の一として事業の運営等を行う必要があると認められる事業を行う場合に、教育委員会が団体の申請に基づいて主催者に名を連ねるほか、必要な協力を行うことをいう。

(対象事業)

第3条 教育委員会が後援等名義の使用承認（以下「後援等の承認」という。）をすることができる事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 主催者が特定され、責任の所在が明確であること。
- (2) 公共性を有すると認められること。
- (3) 政治活動、選挙運動、宗教活動、営利又は売名を目的としないものであること。
- (4) 原則として町民が自由に参加できるものであること。
- (5) 原則として無料で実施されるものであること。ただし、参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあつては、その目的及び徴収の額が適正かつ明確であること。
- (6) 事業の実施に当たり、公衆衛生上及び災害又は事故防止上の必要な措置が講じられていること。
- (7) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないものであること。
- (8) 参加者等に対し、寄附、援助等を強要しないこと。
- (9) 教育委員会の行政運営に支障を及ぼさないもの又はそのおそれがないものであること。

(後援等名義の名称)

第4条 後援等において使用する名義は、標茶町教育委員会とする。

(事業経費の負担)

第5条 団体が開催する事業に要する経費については、予算に定めがある場合のほか、教育委員会において一切負担しないものとする(第2条第3号を除く。)

(後援等名義の使用方法)

第6条 後援等の承認を受けた事業の主催者は、当該事業の実施に際し、教育委員会が後援等をしている旨を印刷物等に表示し、又はその旨を放送等により公表することができる。

(後援等の承認申請)

第7条 後援等の承認を受けようとする事業の主催者は、事業実施日の2週間前までに教育委員会後援等名義使用承認申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(申請の審査及び決定)

第8条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、許諾を決定し、承認するときは教育委員会後援等名義使用承認決定通知書(別記様式第2号)により、承認しないときは教育委員会後援等名義使用不承認決定通知書(別記様式第3号)により、速やかに主催者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事業内容変更等の申請)

第9条 前条の承認を受けた主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに教育委員会後援等名義使用に係る内容変更等申請書(別記様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請の審査等については、前条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第10条 教育長は、後援等の承認を行った事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 第8条第2項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。

(4) 第7条又は第9条の申請に虚偽の内容があったとき。

(5) 教育委員会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。

2 前項の取消しは、教育委員会後援等名義使用承認取消通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

3 主催者は、後援等の承認を取り消されたときは、第1項第2号による場合を除くほか、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から教育委員会の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

(事業終了後の報告)

第11条 主催者は、事業終了後1月以内に、教育委員会後援等事業実施報告書（別記様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、主催者が国又は地方公共団体である場合は、適用しない。

(庶務)

第13条 後援等の承認に関する庶務は、管理課において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。